

論する必要があるので、保育対策特別部会等における審議の動向等を十分踏まえて慎重に審議を進めなければならない。

したがって、徴収基準のあり方について当部会の最終的な意見をとりまとめるにはなお相当の時日を要するものと思われるが、現行の徴収基準について当面応急の改善を要望する声も強いことを考慮し、とりあえず現行基準に関する審議結果を中間的に報告するので、速やかに所要の改善措置を講じるよう希望する。

1 利用者の負担能力の把握方法については、所得税課税額を中心とした現行の方式以外のより合理的かつ有効な方法は見出し難いので、大筋として現行の方式によらざるをえないと考える。なお、この場合、前年の所得税課税額を指標として用いることにより生ずる不合理性については、事務処理能力をも考慮しつつ、その是正について更に工夫をこらすべきである。

2 保育所の利用がより一般化したとみられる現在においては、措置費徴収金（保育料）の水準について幼稚園の保育料と比較するのは検討の価値があることと思われる。幼稚園の保育料は公私に著しい格差があるので単純に平均値で比較するのは必ずしも妥当ではないが、3歳以上児において比較した場合、保育所の保育内容の密度等を考慮すれば、保育所に係る国の基準は平均的にみて決して高くない現状にあるといえる。

保育料の水準については、引き続き議論を進めていく必要があるが、福祉施設としての保育所の機能及び現在の我が国の厳しい経済環境からみて、さしあたり現在の水準を保つよう徴収基準額の改定を図っていくべきであると考えます。

3 徴収金額は利用者の階層区分に応じて定められているが、現行の徴収基準では、各階層における所得に対する徴収金額の割合に大きなへだたりがあり、また、階層区分間の徴収金額の間差もいささか整合性に欠けている。

階層間の負担の公平性を確保するため、さしあたり利用者のうち平均所得に該当する階層の徴収金を基準として、これらの点の調整を考慮する必要がある。

なお、こうした観点から調整を図る場合には、一部の階層については現行基準を大幅に変更することも起こりうるが、急激な変更は好ましくないため漸次段階的に行うべきである。

4 どの所得階層以上を全額徴収階層とするかはむずかしい問題で、結論を得るまでにはなお検討を要する。負担能力をもととするのは当然であるが、当面特に階

4. 11. 中央児童福祉審議会費用負担特別部会

保育所措置費徴収基準の当面の改善について（意見具申）（52. 12. 20.）

当部会は、本年10月以降6回にわたり、保育所措置費徴収基準のより公正かつ合理的なあり方について鋭意検討を重ねてきた。

保育所に係る費用負担のあり方を考える場合には、現在の多様化した保育需要を的確には握し、その分析を行うとともに、幼稚園との関係を十分検討し、これらの結果に基づく新しい保育所機能の位置づけを背景として議

層間のバランスを十分考慮して漸進的な改定を図るべきである。

また、全額徴収階層においては、同一市町村内であっても施設定員により徴収金額が異なっており、利用者側の不合理感が強いので、さしあたり、当該市町村内では同一であるように適当な事務的措置を考慮すべきである。

- 5 保育所における保育に要する経費のうち、飲食物費等児童の一般生活に必要な費用は、保育所への入所のいかにかわらず、児童の保護者が本来当然に支出すべきもので、A・B階層もこの程度の費用を負担すべきだとする原則的な考え方については意見の一致をみたが、その具体的な取扱いについては現時点では結論を得るに至らなかった。少なくとも、さしあたりC1階層の徴収金額を一般生活に必要な費用程度とするのが適当であると考えらる。
- 6 3歳以上児と3歳未満児に係る徴収金額の差については、なお検討しなければならない要素が多いが、当面、両者の飲食物費等一般生活に必要な費用の差額程度となるよう逐次是正するのが適当であろう。
- 7 第2子以降の減額制度は、多子世帯の負担軽減のための政策的配慮が強く、沿革的にも長期にわたっているものである。今後更に、階層間の負担のバランスも考慮して、減額率のあり方とともに対象階層の拡大について積極的に検討を進めるべきである。
- 8 最近の経済事情にかんがみれば、徴収基準額は賃金、物価等の変動に応じる等、一定のルールを確立したうえで毎年改定の措置を講じるようにすべきである。その際、年度途中の改定は実務上種々支障を来すので、市町村が年度当初から業務を円滑に実施できるよう、改定の時期については十分配慮すべきである。